

第2章 人権教育・啓発の推進

1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進

人権が尊重され、差別や偏見のない社会の実現には、子どもから大人まであらゆる年齢層に対する人権教育・啓発を行うことが重要であり、その推進には、市民一人ひとりの実践が大きな力となります。

市民のあらゆる立場の人が、あらゆる機会に自主的に取り組む人権学習は、その人の毎日の生活の中で実践されてはじめて「人権」という普遍的な文化の形成につながります。

市民一人ひとりの実践とは、他人の「こころ」を大切にし、相互に理解を深め、触れ合いの輪を広げることで、人権尊重の意識と感覚を日常生活の基盤のなかに取り入れていくこと、そして、お互いが尊重し合う社会を実現するために努力していくことです。

そのためには、家庭、学校、職場、地域社会などあらゆる場において、同和問題や女性、子ども、高齢者、障害者、HIV感染者（資料P5）、外国人など全ての人の人権が尊重され擁護されることについて学習するように要請し、市民の人権意識の高揚に取り組まなければなりません。

(1) 就学前教育機関

《現状と課題》

家庭教育は全ての教育の出発点であり、幼児期から家庭において、個人の生命や人権の尊さを認識させることが必要です。また、人格形成に大きな影響を与えるこの大切な時期に、基本的な生活習慣や社会性を身に付けさせるなどの人格形成の基盤づくりや、地域社会において、お互いの人権を尊重する意識や他人に対する思いやりの心を育むことは、とても大切なことです。

しかし、近年では、少子化、核家族化、地域における人間関係の希薄化などにより、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。子育てや家庭のあり方に不安を抱える家庭が増加し、子どもに対する暴力や虐待など様々な人権侵害の問題が生じています。また、子ども同士で遊ぶときに必要とされる自主性、協調性、問題解決能力など様々な力が弱くなってきていると指摘されており、子どもが育つ上で最も重要な人間関係が希薄になることが危惧されています。

《施策の方向》

就学前教育機関における人権教育に当たっては、このような現状、課題を踏まえて、集団生活や遊びの中で、自己の存在感や充実感、そして豊かな人間性、正義感や公正さを重んじる心、人を思いやる心といった、豊かな人権感覚の基礎、基本を培うために、次の施策を推進します。

① 子どもの健やかな育ちを支える

子どもたちが個性と可能性を最大限に発揮でき、元気で自由に生き生きと学び遊ぶことができる環境づくりのため、多様な子育て支援の充実を図ります。また、本市では幼稚園へ「認定こども園（資料P4）」への移行を働きかけるなど、保育の受け入れの確保に努めます。

② 子育て家庭を地域で支える

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってよりよい環境づくりのために、身近な地域で子どもや子育てを見守り、支え合うことができるような仕組みづくりに取り組みます。さらに、障害、疾病、虐待、貧困など支援が必要な子どもやその家族に対する、育児や生活に関する相談・情報の提供など総合的な支援に努めます。

③ 幼児教育に関する職員などの研修充実

人の心に共感したり、人や自然を大切にする思いやりとやさしさを持ったりする「こころ」を大人から学んでいくため、幼児教育に携わる職員などに対して心の問題といわれる人権問題についての研修を強化し、また保護者を含め、幼児への指導的立場にある方々へ啓発を推進し、人権に対する感性を高揚させるよう努めます。

(2) 学校教育

《現状と課題》

学校教育においては、児童・生徒の可能性を最大限に伸ばし、個性と能力に応じた自己実現を図っていく中で、社会人としての能力や態度、豊かな感性を身に付け、健康でたくましい心身をつくるとともに、「差別を見抜き、差別をなくしていこう」とする確かな人権感覚を育てることが必要です。

本市では、学校教育をより一層充実させるための取り組みの一つとして、平成 27 年度（2015 年度）から市立全小中学校で、教科「日本語」に取り組んでいます。教科「日本語」では、言語文化や地域の伝統文化、礼儀作法などの学習を通して、鳥栖市を愛し、日本人が持つ感性や情緒を養い、教養を身に付けるだけでなく、多種多様な人々とのコミュニケーションを図るための素地を養い、次世代を担う鳥栖の子どもたちの育成に努めています。

また、佐賀県人権教育・啓発基本方針に基づき、基本的人権の尊重の精神を育む取り組み

を、就学前教育から小中学校教育を通して、様々な教育活動の中に位置付けて推進し、人権教育に対する責任の大きさを自覚し、その基本に立脚して児童・生徒の発達段階に応じた教育計画を立て、全ての児童・生徒が真に人間の尊さを認識し、進んで自由と平等を愛し、基本的人権を尊重する社会の形成者となるよう努めてきました。

さらに、女性、子ども、高齢者、障害者などの人権問題についても、その正しい理解により偏見と差別をなくす取り組みを進めてきました。

しかし、そうした取り組みにもかかわらず、学校現場においては、依然として児童・生徒間のいじめや暴力行為、不登校、さらには教職員からの行き過ぎた指導といった問題等子どもの人権に関する課題が存在しています。そして、社会状況の急激な変化や多様な価値観の拡がりに伴い、これらの課題がより多様化・複雑化しています。

《施策の方向》

学校教育では、このような現状、課題を踏まえて、これまで推進してきた人権・同和教育の成果と教訓を生かしながら、児童・生徒が、自分たちに保障されている権利を知り、様々な人権問題を「自分事」と捉え、自分の身の回りにある人権問題に気付き、問題解決に向けて自ら考え判断する力、そして行動する力を育むことで、差別をなくすために主体的に行動できる子どもたちを育てていく必要があります。

そのために、子どもたちが人権について正しく理解し、人権問題を解決しようとする意欲や態度が十分に身に付くよう、家庭や地域、関係機関等と連携を図りながら人権教育を推進する体制づくりに努めます。

① 教育活動全体を通じた人権教育の推進

児童・生徒が、個性や価値観などの様々な違いを認め合い、人権尊重の意識を高め、自分の大切さとともに他の人の大切さを実感できるようになるために、教科における人権教育だけでなく、学校での教育活動全体を通して人権尊重の意識が高まるような学習内容の構築に努めます。

また、児童・生徒の実態を踏まえ、様々な人権問題の解決を「自分事」と捉え、問題解決に向けて自分たちにできることを考え、差別をなくすために主体的に行動できる子どもたちを育てるための効果的な学習方法の改善、工夫に努めます。

② 教職員の研修の充実

人権感覚に満ちあふれる児童・生徒の育成のためには、教職員の人権意識と資質の向上が最も大切です。

このため、教職員の人権教育に対する意識の高揚及び指導力の向上や、専門的知識や技術の取得ができるよう、計画的、実践的な研修や研究活動の充実に努めます。

③ 幼保小中の連携

人権教育を進めるに当たっては、幼児や児童・生徒の発達段階に応じた系統的な指導が必要です。そのためには、学校における人権教育の重要性を改めて認識するとともに、各学校の状況に応じた人権教育の課題を明確にして、地域の各園、各学校が、相互に綿密な連携を図りながら推進することが大切です。

また、学校における人権教育は、人格形成の根幹に関わる問題であり、指導に当たる教職員の認識や態度が大きな影響を及ぼします。園長、校長を中心とする人権教育推進のための園内、校内推進体制の確立が必要と思われ、全ての教職員が人権問題に対する研修を積み重ねるとともに、地域の各園、各学校が互いに連携を強めるよう努めます。

④ 学校、家庭、地域社会の連携

人権教育は、学校、家庭、地域社会がそれぞれの教育機能を十分に発揮し、三位一体となって取り組むことにより一層の効果を生みます。特に、児童・生徒に対する人権教育をより効果的にするには、家庭教育において保護者が人権問題を正しく理解した上で子どもと接することが大切です。そのためにも、PTAなどの関係団体と協力しながら、あらゆる機会を捉えて、家庭や地域社会との連携を深め地域ぐるみの人権教育を一層推進し、様々な人権問題の解決に取り組むように努めます。

(3) 社会教育

《現状と課題》

人権教育の目指すものは、不当な差別をなくし、全ての人の基本的人権が保障される、自由で豊かな社会を築いていこうとする意欲と実践力を持った人間を育成し、同和問題をはじめ女性や子ども、高齢者、障害者などが抱える全ての人権問題の早期解決を図ることにあります。

本市の社会教育における人権教育は、地域を基本に進め、市民、教職員、事業所などが参加する各種講演会の開催、指導者の育成や推進体制の充実に取り組みながら、家庭、地域などのあらゆる場において、人権意識を高める教育・啓発活動を推進してきました。

しかし、依然として、人権侵害、潜在意識としての偏見や差別観念は存在し、差別意識の解消に向けた人権教育・啓発を効果的、継続的に推進する必要があります。

《施策の方向》

社会教育では、家庭や地域などあらゆる場で、実態に応じた様々な人権に関する学習の充実を図っていくことが必要です。

今後も、各種講演会の開催、指導者の育成や推進体制の充実を図り、人権に関する学習機会の提供に努めます。

① 指導体制の拡充

同和問題をはじめとする人権教育に関する学習活動を積極的に推進するために、社会教育指導員を育成し、人権教育の内容、指導方法の創意工夫に努めます。

さらに、社会教育担当者やまちづくり推進センター長などを人権・同和教育の指導者として育成するとともに、資質の向上を図り、人権問題学習会などの開催に努めます。

また、これら人権・同和教育の指導者が、相互に連携を図りながら指導体制の拡充に努めます。

② 社会教育関係団体における人権教育・啓発の推進

地域社会が一丸となって人権教育を推進していくためには、地域活動の中核としての役割を担っている社会教育関係団体の果たす役割は大きく重要です。このため、PTAをはじめとする様々な社会教育関係団体における自主的な学習活動を奨励、支援し、あらゆる機会を活用し連携と協調を図りながら、人権教育の学習の場づくりに努めます。

③ 市民意識調査の実施

本市では平成 26 年度（2014 年度）に「人権・同和問題に関する市民意識調査」を実施し、20 歳以上の市民 778 人から回答を得ました。この市民意識調査は市民の人権問題に関する理解や認識など、これまでの学習、啓発の成果や問題点を明らかにし、今後の取り組みを効果的に進めるための指針となる基礎資料を得るために実施したもので、今後も必要に応じて「人権・同和問題に関する市民意識調査」を実施し、結果については市報などにより市民に公表します。

(4) 一般社会

《現状と課題》

一般社会における人権教育の推進については、これまでも同和問題をはじめとする様々な人権問題について、社会教育のあらゆる機会において、人権意識を高める教育・啓発活動に努めてきました。しかし、いまだ人々の心の中には潜在的に差別意識が存在し、あらゆる差別の事象が後を絶たないという現状があり、市民一人ひとりがあらゆる差別をなくそうとする意識を持つことが重要です。

《施策の方向》

一般社会においては、関係機関、団体と連携し、また、企業等への積極的な研修の働きかけを行いながら、継続した教育・啓発を進めるとともに、より効果的な教育・啓発ができるよう内容と方法の創意工夫に努めながら、市民への人権教育・啓発を推進します。

① 市民への啓発の推進

人権教育・啓発については、人権尊重が平和の基礎であるという国際的な取り組みを踏まえながら、全ての人権問題に視野を広め、指導者や推進団体の育成など人権教育・啓発の推進体制の整備を行います。また、市民が主体的に参加し、自由に意見交換できる人権教育・啓発の場を拡充します。

○広報による啓発

広報を利用した啓発は、誰もがわかりやすく理解しやすいことが重要です。情報の提供は一方的になりがちなので、従来の方法にとらわれることなく、その内容、方法について工夫します。

具体的には市報、ホームページ、マスメディアなどの活用により、人権に関する特集や関係する講座の案内を掲載するなどの啓発に努めます。

○啓発資料の活用

市民に親近感を持ってもらい、より多くの人の目にとまるよう、効果的な各種啓発資料の作成、活用について工夫します。

具体的には、国や県が利用しているリーフレットやポスター、パネルなどを活用するとともに、本市独自の資料の作成に努めます。

○イベント開催による啓発

イベント開催は、市民自身が主体的、積極的に学習意欲を高める場として有効な啓発手段です。本市では年1回の街頭キャンペーン、図書館でのパネル展、年2回の庁舎内パネル展などを開催しています。今後もより多くの市民が気軽に参加できるよう創意工夫して啓発に努めます。

② 相談・支援体制の充実

本市の人権に関する相談窓口は、月1回開催している人権擁護委員 (資料P2) による人権相談があります。

今後も、市民が人権に関するトラブルや悩み、困りごとなどを気軽に相談できるように、関係機関との連携も図りながら相談活動の充実に努めます。

(5) 企業（事業所）等

《現状と課題》

経済雇用環境の変化に伴う非正規雇用の増加や長時間労働の問題などにより、人権を取り巻く環境も大きく変化する中で、人権尊重の取り組みは企業等においても積極的に行われなければなりません。企業等は社会性、公共性を有しており、顧客、従業員、株主、地域住民、社会一般などに対し、各種の社会的責任を担っています。

しかし、マスコミ等の報道によれば、採用選考時の身元調査による出身地や国籍等による不公正な採用選考、採用や業務内容における男女差別、賃金や昇進等における男女格差、また、高齢者の継続雇用の問題、就職に当たって特別な配慮が必要な障害者などの雇用問題、正規雇用と非正規雇用の格差の問題、さらに職場におけるセクシュアル・ハラスメント（資料P3）やパワーハラスメント（資料P4）、マタニティハラスメント（資料P5）など、企業等における人権に関する認識は残念ながらいまだに十分とは言えない面があります。

また、同和問題をはじめとする人権問題についての正しい理解と認識に立った公正な採用選考が行われ、職場における性別をはじめとする、様々な差別的な扱いが行われないことが、職業選択の自由、均等な雇用機会の確保につながっていくことから、雇用主に対しての人権教育への啓発、支援を推進していく必要があります。

《施策の方向》

公共職業安定所等と協力し、企業等においては、人権・同和問題に対する正しい認識と人権・同和教育の必要性を広げていくための施策を推進します。

① 研修の充実と情報の提供

公正採用選考人権啓発推進員（資料P1）との連携を図りながら、資質の向上を目指した研修など人権教育・啓発に関する情報を提供するように努めます。

② 企業等への啓発の推進

企業等の代表者や採用担当者などへ人権教育の啓発、研修に取り組むよう講師の派遣を行うなど積極的に働きかけ、適切な指導、助言に努めます。

2 特定の職業に従事する者に対する人権教育の推進

全ての市民の人権が尊重される社会を実現するためには、様々な分野の人々を対象に、あらゆる場、機会を通じて人権教育及び啓発の取り組みが必要です。特に人権への関わりが深い特定の職業に従事する人（市職員、教職員、社会教育関係者等）に対しては、重点的な人権教育・啓発が必要です。

(1) 市職員等

地方公共団体は、個々の行政施策を通じて、憲法の基本理念の一つである「基本的人権の尊重」を具体化する責任があります。この役割を果たすためには、行政に従事する職員一人ひとりが、憲法の理念を尊重、遵守し、あらゆる人権問題を自らのこととして捉える深い知識と理解が必要です。

このため、本市では人権尊重の視点に立ち、個々の職務内容に応じて、全ての職員が、豊かな人権感覚を身に付けるよう研修内容のさらなる充実を図ります。

(2) 教職員等

人権を尊重する意識を社会に根付かせるためには、保育及び教育の果たす役割は極めて大きいものがあります。その中で教職員等は、幼児や児童・生徒に接して指導することでその心身の成長発達を促進し支援するという役割を担っています。

保育及び教育に携わる者として教職員等は、その現状や課題を十分に理解し、豊かな人権感覚を身に付け、自らの資質の向上に努めていくことが必要です。

今でも教育現場では、差別事象の発生やいじめ、不登校などの問題が起きている現状があります。こうしたことから、教職員等が人権について理解と認識を深めるなど自らの人権意識の向上を図りながら、子どもたちが相手を思いやり、自分のこととして考えることができる心が育つような取り組みを進めることができるように、教職員等の人権意識に関する研修をさらに充実させます。

(3) 社会教育関係者

社会教育主事^(資料P2)や、図書館、まちづくり推進センターなどの関係者は、地域を基盤に活動しており地域住民と密接な関わりがあるため、人権問題についても大きな影響力があります。地域住民に人権意識を持ってもらうには、社会教育関係者が人権問題に対する幅広い理解と認識を持つことが必要です。

そのため、社会教育関係者が職務に応じた人権感覚を養い、人権に関わる問題の解決を図ることができるよう、充実した内容の研修を行い、県主催の指導者養成講座へも引き続き参加していきます。

(4) 福祉関係者

子ども、高齢者、障害者など、社会的弱者といわれる立場にある市民と接する機会が多い福祉関係者（民生委員・児童委員^(資料P5)、福祉事業従事者）は、個人情報を知り得る機会が多く、職務の遂行上、人権の尊重や個人のプライバシーへの配慮が特に必要です。

人権を尊重することは、平等な対応ができるということであり、誰もが公平な福祉を受けられることにつながります。

福祉関係者には人権意識を深めることが重要な職務であることを踏まえ、新しく委嘱、採用された時の研修や、その後の段階的な人権教育や研修の機会が得られるように働きかけ、福祉関係者全ての人権意識の普及・高揚を図ります。

(5) 医療・保健関係者

医療技術の進歩、市民の生活水準の向上などにより健康意識や価値観は大きく変化し、患者の人権を尊重した質の高い医療や患者と医療関係者の望ましい関係構築が重要となっています。

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、その他医療技術者など、あらゆる医療・保健従事者は、医療に関する高度な専門知識や技術はもとより、患者の意思を尊重しながら、医療を提供することが求められており、そのためには、患者のプライバシーへの配慮など患者の人権に対する深い理解と認識が必要であり、人権意識に根ざした行動が求められています。

市民が安心して適正な医療を受けることができるよう、国や県と連携し、人権意識を高めていきます。



中央公園

3 効果的な人権教育・啓発の推進

人権尊重の意識を広く市民に定着させ、発展させていくための人権教育・啓発を推進するに当たっては、社会教育指導員などの資質の向上や教育内容の充実を図り、関係機関、団体と連携し、地域に密着した人権教育・啓発の推進や学習環境の整備が必要です。

さらに、きめ細かで効果的な研修を行うためには、啓発や指導する人材の育成、教材の開発、啓発・学習プログラムの作成等が必要です。

本市では、人権教育・啓発の効果的な推進を図る施策として、次のような取り組みを行います。

(1) 人材の育成と活用

① 指導者の育成

人権意識を高めていくためには、市民一人ひとりが人権問題を自らの課題として認識し学習を継続することが必要であり、そのためには研修会の果たす役割が重要です。その際、効果的な人権教育を進めることができるように、人権・同和教育の指導者の育成が必要です。

そこで、地域における人権・同和教育を一層推進するため、まちづくり推進センター職員などを対象とした研修会、講演会などへの積極的な参加を促し、人権意識の向上に努めます。

② 人材の活用

各種団体や企業等に対し、人権・同和問題に関する研修会の開催を呼びかけ、指導員を派遣するなど、関係機関と連携して地域、職場における教育・啓発が推進されるよう支援等を行います。

(2) 情報提供の充実・強化

本市が平成 26 年度（2014 年度）に実施した人権・同和問題に関する意識調査の中で、「人権・同和問題を正しく理解するための各種啓発活動の中で、見たり、聞いたり、読んだりしたもの（要旨）」との問いに対して、「県民だよりや市報」がもっとも多く、次に「パンフレット・小冊子・ポスター」が多くを占めました。

このことから、このような印刷物による情報提供が効果的であり、しかもこれらは情報を保存、確認することも容易です。

また、今日では情報化社会が日々進化しており、インターネットやケーブルテレビなど多様なメディアを活用した情報提供が考えられます。

今後、様々な方法を工夫しながら、市民への効果的な情報提供を図るよう努めます。

(3) 参加しやすい講演会の開催

市民が参加しやすい講演会を開催するに当たっては、和やかな雰囲気の中に、身近な人権や差別についての問題意識を呼び起こすような題材が織り込まれていることが大切です。

本市では、8月の佐賀県同和問題啓発強調月間中に「同和問題講演会」を開催しています。この講演会は、同和問題について造詣の深い著名人を招くことで市民に関心を持ってもらい、気軽に参加できるように配慮しながら実施しています。

今後もこの取り組みを継続するとともに、啓発映画の上映、啓発パネルや標語などの資料を展示するなど工夫し、これまで人権・同和問題にあまり関心を示さなかった市民に対しても、気軽に参加していただき、また理解が深まるように努めます。

(4) 教材・学習プログラムの作成

① 教材

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、多くの市民が人権問題に興味、関心を持ち、正しい理解と共感を呼び起こさせることが重要です。

このため、これまでの人権に関する教材の活用を図るとともに、身近にある地域の学校や、関係機関などの持つ豊富な教材や最新の研究資料などを基に新たな教材の作成に努めます。

さらに、保育所・幼稚園等、小中学校及び様々な関係団体と連携しながら、発達段階に応じた指導資料の開発、指導方法の改善などに努めます。

社会教育や職場内教育・研修については、学習者のニーズに応じた教材の作成及び情報の提供に努めます。

② 学習プログラム

人権学習とは、単に知識を得るだけではなく、学習者の人権意識を向上させ、人権尊重のための取り組みに対する意欲を育てるものでなければなりません。

学校教育では、児童・生徒の発達段階に応じた人権に関する教育計画を作成し、「人権の大切さを理解し、あらゆる差別を許さない」態度が身に付くよう教育内容の充実を図ります。

社会教育では、地域住民が人権問題を自らの課題として捉えることができるよう、学習内容の充実を図り、人権教育を進める組織、団体と連携しながら、それぞれの課題解決へ向けた効果的なものとなるよう学習プログラムの作成に努めます。

また、企業等の職場内教育、研修においては、基礎的なものから専門的なものまで、職務に応じた体系的な学習プログラムの整備・充実に努めます。

(5) 各種団体との連携

人権教育・啓発を推進するに当たっては、行政間の連携はもとより、社会教育関係団体をはじめ多くの民間団体との連携が必要です。

これらの連携により、人権教育・啓発への取り組みの推進に努めます。

(6) 相談・支援体制の充実

近年の都市化、核家族化、少子高齢化の進行といった社会の変化は、子どもや大人の意識、あるいは地域社会の形成に大きな影響を及ぼしています。こうした社会の変化に伴い、多様化、複雑化した市民のあらゆる人権問題に、迅速かつ適切に対応できるための行政の体制がますます重要になっています。

○相談員と支援体制

人権擁護委員、民生委員・児童委員、家庭児童相談員（資料P1）、教育相談員（資料P1）、支援団体などの市民に身近な相談窓口間の連携に努めるとともに、これらの窓口と、福祉事務所をはじめとする庁内各課や県保健福祉事務所、警察などの各種機関との連携を強化し、相談、支援体制の充実に努めます。



いこいの木